

松山市ハーモニープラザの登録や使用に関するご注意

1 本施設は、松山市ハーモニープラザ条例および同施行規則に基づき、次の条件に該当する方にご使用いただけます。

(1) 松山市に住所を有する児童、高齢者及びボランティア関係者並びに本施設運営管理者が特に認める方。

(※上記の者を主な構成員とする団体)

(2)虚偽の申請はしないこと。(特に入場料・参加料・受講料等が発生する場合は、利用の制限があります。)

(3)転貸し及び名義貸しはしないこと。

(4) 物品販売、寄付募集、勧誘行為はしない。他の来館者に迷惑をかけない方。

(5) 使用に関する注意事項を理解し、本施設運営管理者の指示に従っていただける方。

2 登録についてのご説明

(1) 新規登録申請される方は、随時受付いたします。

現在登録していただいている方は、年度ごとに更新が必要です。

※令和6年度の貸室システムの使用期限は令和7年5月31日で終了します。それ以降は、令和7年度の登録が必要です。

(2) 登録及び更新時には、使用登録票(様式1)と活動報告書(様式2)の提出が必要です。また、規約、会則等がある場合は添付をお願いいたします。

前年度までの活動報告や規約、会則等が記載されている会報誌等がございましたら、活動報告書に替えることができます。

前年度の活動実績がない場合は、今年度の活動予定を提出し、次年度更新時から活動報告書の提出をお願いいたします。

(3) 審査終了後、使用許可の可否を連絡窓口の方へメールにてご連絡いたします。許可日から貸室の利用申請手続きができます。

(4) 登録申請後に提出内容の変更がございましたら、使用登録票の再提出(変更事項)をお願いいたします。

3 ご利用に関する注意

(1)非営利活動での利用

使用希望日の1ヶ月前の1日(ただし1月の場合は1月4日)から随時受け付けます。

また、定期的な使用計画を促進するため、先行して毎月2ヶ月前の20日から26日を「調整受付期間」とし希望調整を行います。

※希望日が必ず申請できるものではありません。

例) 使用希望日が6月30日の場合、「窓口」では5月1日から随時受付。

「調整受付期間」は4月20日から26日の間希望を受け付け、結果を月末にお知らせします。

○営利活動での利用

(1) 一般利用団体の利用を優先(確保)するため、入場料・参加料・受講料等が発生する場合は、利用の制限があります。

・利用希望日の前月27日から随時受け付けます。

・「調整受付期間」の希望調整はありません。

・月の利用回数は5回までです。

(2) 予約システム等で部屋の予約後は、前日20時までに窓口へ手続きにお越しください。

(3) 当日の申請は受け付けておりません。必ず使用日の前日20時までに窓口での申請等の手続きをお願いいたします。

(4) 各種申請書に記入していただく申請者および住所や電話番号は、必ず許可された使用登録票の内容を記載してください。

お問い合わせ先

〒790-0808 松山市若草町8番地3

松山市ハーモニープラザ

電話番号 089(933)9211 FAX 089(933)3411

窓口受付時間

9:00~20:00 (12月29日~1月3日を除く)

ホームページアドレス

<https://www.matsuyama-swwo.jp/>

『松山市ハーモニープラザ』で検索

